

9月～12月は 「働き方改革」関連月間です！

10月は

「年次有給休暇取得促進期間」です



年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月改訂）で「2020年までに取得率を70%に引き上げる」とした政府の数値目標が示されるなど重要な課題となっています。

また、働き方改革関連法では、労働基準法が改正され、平成31年4月から「使用者は、年10日以上年休が付与される労働者に対し、毎年5日以上年休を確実に取得させる」ことが必要となりました。

これらを踏まえて、青森労働局では、労働基準法の改正事項の遵守や計画的付与等による取得率向上を図るため、次の取組を行うこととしています。

【問合せ】青森労働局雇用環境・均等室 Tel.017-734-6651

平成29年の青森県における年休の取得率は46.9%にとどまっていることから（全国平均は51.1%）、年次有給休暇取得促進期間に以下の事項の周知・啓発に重点的に取り組みます。事業主等の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- ① 年10日以上年休が付与される労働者に対する、年5日の年休の確実な取得
- ② ①にとどまらず、さらなる年休の取得促進に関する労使双方の理解促進
- ③ 年休の計画的付与制度※の導入促進

※年休の計画的付与制度は、年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことで、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

2019年10月 ※即位礼正殿の儀が行われる日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-------------|-----------|---------------------|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 体育の日 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 計画的年休 | 22 休日※ | 23 プラスワン休暇 +1 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

例えば

～2019年10月の年休の取得事例～

土日の休日と祝日の間（21日）を計画的付与の年休とし、さらに、23日も年休として組み合わせると、連続5日の大型連休とすることができます。

年休を取得しやすい環境を整えることは、企業にも大きなメリットに！
(生産性向上、イメージ向上から人材確保へ)

●「青森働き方改革推進支援センター」のご案内（裏面参照）

・「年休を取得しやすい職場にしたい!」、「年休の計画的付与制度について知りたい!」といった相談にご活用ください。

・専門家（社会保険労務士等）が、無料で個別訪問支援も行っています。

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～
労働基準法が改正され、平成31年4月より、時間外労働の上限規制が施行されています（中小企業については令和2年4月から施行）。

各企業においては、労働時間を適正に把握し、上限規制に違反しない管理をするとともに時間外労働の削減に努めましょう。

【問合せ】青森労働局労働基準部監督課 TEL017-734-4112

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です《STOP!しわ寄せ》

～あらゆる機会を通じての周知、大企業等への訪問要請などを実施～

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄。大企業等による下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは止めましょう。

【問合せ】青森労働局雇用環境・均等室 TEL017-734-4211

12月は「職場におけるハラスメント撲滅月間」です

～青森市、弘前市、八戸市で説明会を開催～

労働施策総合推進法の改正等により、パワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます。

【問合せ】青森労働局雇用環境・均等室 TEL017-734-4211

9月は「職場の健康診断実施強化月間」でした

引き続き、健康診断の確実な実施、事後措置の徹底等をお願いします。

【問合せ】青森労働局労働基準部健康安全課 TEL017-734-4113

「青森働き方改革推進支援センター」のご案内

県内企業の働き方改革の支援を目的に「青森働き方改革推進支援センター」（青森労働局委託事業）が設置されています。

当該支援センターでは、働き方改革に関する様々な疑問や取組方法等について、無料でお応えしています。

■青森働き方改革推進支援センター

電話：0800-800-1830（フリーダイヤル）

メール：aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

住所：青森市青柳2-2-6（一般社団法人青森県労働基準協会内）

★個別訪問支援を希望する企業への専門家派遣

専門家による個別訪問支援を希望する企業には、専門家派遣事業（厚生労働省委託事業）による専門家（社会保険労務士等）を無料で派遣します。